

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 軽量鉄骨 2 階
- (2) 建物の延べ床面積 220.18 m²
- (3) 事業所の周辺環境 住宅街の中の自然に囲まれた静かな場所に位置し、心地よい風の吹く場所にあります。近くには、緊急時に対応可能な二次救急輪番病院(長崎百合野病院)や、大型スーパー(西友)などがあります

2. 職員の配置状況

- (1) 管理責任者 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に関する技術指導等のサービス内容の管理を行う
- (3) 訪問介護員 サービス計画書に沿って、利用者宅へ訪問し、身体介護・生活支援の介護サービスの提供を行う

3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって次の事を守ります。

- ① 利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者または御家族から聴取・確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。(所定の手続きが必要です)
- ④ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要と判断した場合は、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及び訪問介護員等は、サービスを提供するに当たって知り得た利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合は、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

4. サービス利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービ

ス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交代

選任された訪問介護員の交代を希望する場合は、当該訪問介護員が業務不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。但し、特定の訪問介護員の指定はできません。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由により予定されていたサービスの実施ができない場合には、担当介護支援専門員と協議のうえサービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じた料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止事項

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族からの金銭及び物品の授受
- ③利用者の家族等へ対する介護サービスの提供
例) 利用者以外の居室等の掃除・洗濯・買い物・食事の準備など
- ④飲酒・喫煙
- ⑤宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑥換気扇や、高窓等の専門的な掃除
- ⑦ペットの世話や洗車、庭の手入れなど
- ⑧正月・節句などの特別な手間をかけて行う調理

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。

6. 契約の終了について

次の場合、利用者は契約を解除できます。

- ①事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が、守秘義務に違反した場合
- ③事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が、破産した場合

次の場合、事業者は契約を解除できます。

①利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず、7 日以内に支払われない場合
②利用者が、故意にサービスの中止をしばしば繰り返した場合
③利用者又はその家族が、事業所の職員に対して、背信行為を行った場合
次の場合契約は当然に終了します。

- ①利用者が、介護保険施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定等区分等が、非該当（自立）と認定された場合
- ③利用者が、死亡した場合

ご契約者からの解約の申出

契約の有効期間であっても、事業者に対して、1 週間の予告期間において連絡することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病状の急変、入院などのやむをえない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。